

経済産業省 第2回 AI原則の実践の在り方に関する検討会
議事概要

令和3年7月6日(火)
10:00~12:00
オンライン会議

■ AIガバナンス・ガイドライン(案)に対する意見

- ◆ 昨今では、AIの負のインパクトに関する課題が明らかになりつつあるため、本ガイドラインでも、今後、「負のインパクト」を類型化して示してはどうか。
 - 本ガイドラインは、特定の分野や技術・用途によらないように作成されているが、今後、具体的な対応に関する参考情報を付加することも考えられる。また、EUのAI規則のようにリスク分類にどの程度踏み込むのか、という点については、引き続き検討すべき事項である。
- ◆ 本ガイドラインによって、企業のAI活用が適切なガバナンスに則っていることを示すことができるが、これは、企業の信頼性確保に加えて、消費者保護にもつながるため、本取組をぜひ消費者にも知っていただきたいと感じた。また、今後の具体例の充実化についても期待したい。
 - 貴重なご意見として承りたい。
- ◆ 本ガイドラインに記載された「行動目標」は、各企業の状況や判断に合わせて適切に活用することが重要であるが、大企業が中小企業等に対してこれらの目標の遵守を一律に強要したりすることのないように、「行動目標」の趣旨や意義を明確に示していただけるとよい。
 - 今後、上記の点を意識して周知活動に取り組んでいきたい。

■ 今後の課題についてのご意見

- ◆ 本ガイドラインを遵守していることを政府調達の際の加点要素とすることは、非常に効果的だと思われる。
- ◆ 本ガイドラインに則っているということを対外的に示すための共通の枠組みが必要ではないか。そのための方法についても、今後議論できるとよい。
- ◆ コーポレートガバナンス・コードは、企業による報告書の提出を義務付けているほか、市場区分との関連性も強いいため、企業が遵守するモチベーションも非常に高い。本ガイドラインを遵守するためのインセンティブとして、コーポレートガバナンス・コードと関連性を持たせてはどうか。
- ◆ 本ガイドラインでは、負のインパクトが軽微な場合にはゴールの設定が求められていないが、ゴールの内容を一律に規定するわけではないので、ゴール設定の重要性やゴールを達成しているか、達成できない場合はどのように説明するのかといった点を示すことも考えられるのではないか。
- ◆ 今後、ガイドラインの普及促進策を検討する際に、消費者も含めたガイドラインのステークホルダを明らかにした上で、ステークホルダ別の普及促進策を実施することが必要である。ステークホルダ別

にフィードバックを収集・整理することで、課題の全体像も明らかになるのではないかと。

- ◆ 発注者やユーザー企業などのステークホルダに対しても、啓発活動を実施することが必要である。
- ◆ 本ガイドラインは、企業だけでなく、企業の従業員一人一人や消費者のリテラシー向上にもつながるため、対象を広範囲に設定して分かりやすい周知活動を実施していただきたい。
- ◆ 消費者個人がAIを十分に理解していなかったり、知らないうちに問題に巻き込まれたりする可能性もあるため、消費者に対するより詳しいガイダンスが必要である。そのために、組織内でリスクコミュニケーションに対応する体制が必要となるため、そのような観点も追加してはどうか。
- ◆ AIの負のインパクトについて、最終的には、何らかの被害を受けた消費者個人を救済する仕組みがないと、AIが社会で受容されることにつながらないと考えられる。
- ◆ 今後、ガイドラインの改訂を行う際に、AIに関する事故への対応や事後の改善プロセス等についても検討する必要があるのではないかと。
- ◆ 本ガイドラインに、好事例だけでなく、インシデント事例や明らかに望ましくない事例なども掲載されていると、具体的な理解がしやすいのではないかと感じた。
- ◆ 本ガイドラインは、アジャイル・ガバナンス・オブ・ガバナンスの取組の典型例として位置づけられる。一律のルールが書かれていれば守るという日本の従来型の法文化を超えて、リスクベースで自ら選択して実践するルールであるという新しい考え方を浸透させていくことが重要である。
- ◆ ソフトローや自主共同規制において重視される観点として、①透明性、②救済、③モニタリングの3点が挙げられる。①透明性については、企業が本ガイドラインを遵守していることをどのように可視化するかが課題である。可視化のためのフレームワークを示し、政府調達の際にそれを用いる方法なども考えられる。②救済については、消費者や中小企業の苦情受付窓口を設置している法律もあるが、そのような取組も参考に、どのような声をどのように拾い上げて改善していくかを検討することが重要である。③モニタリングについては、本ガイドラインの活用状況や課題を継続的に収集・把握し、今後のアジャイル的な改訂に反映する、また、その体制を構築することが重要である。
- ◆ 将来的には、AI活用に関する法的規制（ハードロー）の要否に関する議論を避けることはできないと思われる。その際は、本ガイドラインのようなソフトローの拘束力や法的根拠についても、あわせて整理することが必要である。
- ◆ 近年、ビジネスの世界においても、人権への配慮が重視されているため、本ガイドラインへの対応を通じて、公平性や平等などの点も、改めて企業に意識していただけるとよいと感じた。
- ◆ ハイリスクのAIの領域では、民主主義や選挙、教育を受ける権利や職業選択の自由、生存権等の点観点から、自由や人権等の憲法が扱う問題も関わってくる。例えば、遺伝情報など、本人の努力によって修正できない属性や情報をAIが活用することで不利益を被ることは避ける必要があるが、それがどのような情報なのかという点については、改めて検討が必要である。
- ◆ 本ガイドラインに、法律だけでなく、憲法の考え方なども盛り込むことができるとよい。

以上